

○東員町水道事業給水条例施行規程

昭和47年4月20日

告示第11号

改正 昭和48年10月15日告示第22号

昭和50年3月31日告示第6号

昭和54年5月15日告示第10号

昭和61年1月31日告示第3号

昭和62年3月23日告示第11号

平成元年6月1日告示第23号

平成10年3月31日告示第24号

平成15年3月26日告示第19号

平成22年3月30日告示第13号

平成23年11月15日告示第49号

平成25年3月21日告示第16号

平成28年2月24日告示第18号

平成28年3月31日告示第38号

平成30年9月5日告示第84号

令和2年3月16日告示第16号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第15条）

第3章 給水（第16条—第18条）

第4章 料金及び手数料（第19条—第23条）

第5章 貯水槽水道（第24条—第26条）

第6章 管理（第27条・第28条）

第7章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、東員町水道事業給水条例（昭和45年東員町条例第9号。以下「条例」という。）第38条の規定により条例の施行について必要な事項を定める。

(給水区域)

第2条 条例第2条による給水区域は、筑紫、穴太、瀬古泉、山田、六把野新田、鳥取、八幡新田、大木、北大社、中上、長深、南大社、笹尾西、笹尾東及び城山の区域とする。

2 前項に定める給水区域内で配水管の布設していないところ又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形等から給水することが著しく困難と認められるところでは、給水しないことがある。

3 配水管の布設していないところでも、給水を受けようとする者が当該工事費を負担するときは、給水することがある。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水区域内の工事費)

第3条 前条第3項の工事費の負担については、条例第9条に定める工事費とする。

(給水装置の種別の変更)

第4条 連合給水装置又は共用給水装置であつても1戸ごとに水道メーター(以下「メーター」という。)及び水栓を設置したものは、専用給水装置とする。

2 共用給水装置であつても、使用戸数が1戸に減少したときは、その期間だけ専用給水装置とみなす。

(工事の申込み)

第5条 工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書の提出と併せ、同工事の施行に必要な全てについて定められた様式により、手続をしなければならない。

2 前項の申込者が工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちにその旨を町長に届けなければならない。

(工事の承認の取消し)

第6条 前条第1項の申込みにより承認を受けた者がその承認を受けた日から3カ月を経過してもなお正当な理由がなく給水装置工事に着手しないときは、当該承認は、取り消されたものとみなす。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利害関係人の同意書の提出)

第7条 条例第7条第3項の利害関係人の同意書は、次のとおりとする。

(1) 他人の家屋又は土地内に、あるいはこれらを通過して給水装置を設けようとする者は、当該家屋又は土地所有者の承諾書

(2) 他人の所有する給水管(以下「本管」という。)から分岐して給水管(以下「支管」という。)を設けようとするときは、本管所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

2 前項第2号の本管所有者が移転又は廃止する場合において、支管所有者が装置の改造又は本管取得の手続きをしないときは、その支管の使用を廃止したものとみなす。

(審査を要する設計)

第8条 条例第7条第2項の規定による設計にあたり、指定給水装置工事事業者は平面図、立体図及び詳細図を作成するものとし、給水管の種類、口径、延長、水栓類等の名称を記入することとする。またその設計の範囲は次のとおりとする。

(1) 給水栓まで直結するものにあつては、配水管分岐から給水栓まで。

(2) 受水槽を設けるものにあつては、配水管分岐から受水槽まで。ただし、他の水栓に直結する副管を取り付けるときはその水栓までとする。

2 前項第2号にかかわらず受水槽以上の装置の設計書、竣工図及び写真を提出しなければならない。

(公道部分の工事及び維持管理)

第9条 工事のうち、公道下に属する装置の維持管理は、東員町が行う。

2 前項の施設が不用となつたときは、東員町において撤去処分をする。

3 給水管は公道内の車道及び歩道部分において、120センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(工事の施行)

第10条 工事のため家屋、庭園その他工作物について加工した場合、東員町は、必要と認める補修をするほかは、これを原形に復する責を負わない。

(使用材料の特例)

第11条 配水管分岐からメーターまでの給水管及び給水用具の使用材料は、次の各号のとおりとする。

(1) 配水管からの分岐はダクタイル鋳鉄管、ビニールライニング鋼管、硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管又はステンレス鋼管とする。

(2) 配水管からの分岐はサドル分水栓及び割T字管を使用し、不断水による分岐を原則とする。

2 前項に指定する材料であつても、地質の影響その他の理由によつてその使用が適当でないとき、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第12条 削除

(給水装置の新設に伴う負担金)

第13条 条例第5条第2項に定める負担金の額は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

メーターの口径	負担金
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	75,000円
25ミリメートル	100,000円
30ミリメートル	150,000円
40ミリメートル	200,000円
50ミリメートル	350,000円
75ミリメートル	500,000円
100ミリメートル以上	1,000,000円

2 既設のメーターの口径を増径する場合の負担金の額は、新口径に係る負担金と旧口径に係る負担金との差額とする。

3 既納の負担金は、還付しない。

#### 第14条 削除

(手数料の件数)

第15条 条例第30条第2項第2号の表に定める手数料の件数は、当該設計審査及び工事検査に係る工事におけるメーターの設置数とする。

2 前項の手数料の納期限は、納付書の送付の日から30日以内とする。

### 第3章 給水

(メーターの管理)

第16条 メーターは、給水装置の使用者又は所有者が清潔を保ち、かつ、その設置場所にメーターの点検、取替、修繕に支障をきたすような工作物を設け又は物件をおいてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、使用者若しくは所有者に原状回復を命じ、履行しないときは町が施行して、その費用を違反者から徴収することができる。

3 町長が必要と認めたときは、メーターの設置場所を変更させることがある。

(メーターの亡失、き損)

第17条 メーターを保管する者が、メーター及び付属器具を亡失又はき損したときは、直ちに町長に届出なければならない。

2 前項の亡失の場合は、次の算式による残存価格を、き損の場合は、その修理に要した費用をそれぞれ弁償金として徴収する。

$$\text{時価} - \left( \frac{\text{時価}}{\text{耐用年数}} \times \text{使用年数} \right) = \text{残存価格}$$

3 第1項の亡失、き損が天災その他保管者の責任でないと認めるときは、前項の弁償をさせない。

4 メーターの耐用年数は、8年とする。

(給水装置及び水質検査)

第18条 条例第21条第2項に規定する特別の費用を要する場合は、次の各号に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質及び機能若しくは漏水について通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については色及びにごり並びに消毒の残留効果に関する検査等、飲用の適否に関する以外の検査を行うとき。

2 町長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の徴収方法)

第19条 料金は、納入通知書により企業出納員に納付するものとする。ただし、東員町から集金員を派出して徴収することができる。

2 集金員による場合の水道料金領収書は、企業出納員の領収印及び集金員の認印のあるものに限り有効とする。

3 料金の徴収は、東員町出納員に委託することができる。

(メーター検針等)

第20条 メーターの検針は、定例日を定めて隔月に検針する。この場合、使用水量を告知する。

2 メーターの検針の定例日について町長が必要と認めた場合は、変更することができる。

3 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、隔月に繰越して計算する。

4 メーター検針は、町長が検針員を選んでその者に委託することができる。

(料金の算定)

第21条 超過料金の算定は、前月のメーター点検日から翌月の点検日までを2カ月とし、点検日の属する月分として徴収する。

2 条例第25条の規定に基づく使用水量の認定は、次のとおりとする。

(1) 前年同月の実績による。

(2) 前年同月の実績によりがたいと認められる理由があるときは、メーター故障若しくは使用水量不明月の前3カ月又は6カ月の使用実績からもつとも妥当と認められる量による。

(3) メーターの機能検査の結果、公差を超過したときは、その割合に応じて算出したものによる。

(料金の前納)

第22条 条例第27条第1項による料金とは、概算給水料金、止水栓料及び同給水装置に要したすべての経費とする。

2 前項の料金を前納しなければ、給水を開始しない。

3 概算給水料金は、臨時給水完了のとき、精算するものとする。

4 町長が必要と認めたときは、前納料金を還付又は追徴することがある。

第23条 削除

#### 第5章 貯水槽水道

(町長の責務)

第24条 町長は、貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第25条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。

以下同じ。)の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次条に規定するところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第26条 前条第2項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

- ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
  - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
  - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
  - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

## 第6章 管理

### (消火栓の設置)

第27条 消火栓は、次の区分により設置する。

- (1) 公設消火栓 50ミリメートル以上の送配水管にのみ設置する。
- (2) 私設消火栓 40ミリメートル以上の給水管にのみ設置する。

2 私設消火栓の設置者は、これを公共のために使用することを拒むことはできない。

(各種届出)

第28条 この規程の施行に関して、必要な申請書その他書類の様式は次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置工事申込書（第1号様式）
- (2) 共用栓設置請求書（第2号様式）
- (3) 水道分岐工事承認届（第3号様式）
- (4) 修繕工事請求書（第4号様式）
- (5) 代理人（管理人）選定（変更）届（第5号様式）
- (6) 上下水道使用異動（開始・中止・廃止）届（第6号様式）
- (7) 水道メーター口径変更届（第7号様式）
- (8) 給水使用者変更届（第8号様式）
- (9) 給水装置所有者変更届（第9号様式）
- (10) 消火栓使用承認願（届）（第10号様式）

- (1 1) 給水種別用途（世帯人員）変更届（第 1 1 号様式）
- (1 2) 量水器検針票（第 1 2 号様式）
- (1 3) 断水通知書（第 1 3 号様式）
- (1 4) 督促状（第 1 4 号様式）
- (1 5) 催告書（第 1 5 号様式）
- (1 6) 身分証明書（第 1 6 号様式）

2 様式を定めていないものは、適宜文書により軽易なる届出については、本人又は代理人の口頭で届出ることができる。

#### 第 7 章 補則

(委任)

第 2 9 条 この規程の施行について必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 8 年 1 0 月 1 5 日告示第 2 2 号）

この規程は、昭和 4 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 0 年 3 月 3 1 日告示第 6 号）

この規程は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 4 年 5 月 1 5 日告示第 1 0 号）

この規程は、昭和 5 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年 1 月 3 1 日告示第 3 号）

この規程は、昭和 6 1 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年 3 月 2 3 日告示第 1 1 号）

この規程は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 1 日告示第 2 3 号）

この規程は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 3 1 日告示第 2 4 号）

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 2 6 日告示第 1 9 号）

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 0 日告示第 1 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。



附 則（平成23年11月15日告示第49号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日告示第16号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日告示第18号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第38号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第2条の規定による改正前の東員町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第3条の規定による改正前の東員町障がい者等日中一時支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の東員町障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱、第5条の規定による改正前の東員町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第6条の規定による改正前の東員町障害者等移動支援事業実施要綱、第7条の規定による改正前の東員町障害者等地域活動支援センター事業実施要綱、第8条の規定による改正前の東員町国民健康保険被保険者資格証明書交付事務等の国民健康保険料滞納者に対する措置の取扱い実施要領、第9条の規定による改正前の東員町国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する要領、第10条の規定による改正前の東員町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱及び第11条の規定による改正前の東員町水道事業給水条例施行規程に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年9月5日告示第84号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月16日告示第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第6条の規定は、この規程の施行の日以後に承認する工事から

適用し、同日前に承認した工事については、なお従前の例による。

表 面

	受 付	年 月 日															
<p><u>給 水 装 置 申 込 書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東員町長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 工事申込者 (装置所有者) 氏名 (印) (電話 )</p> <p>下記のとおり(新設、改造、修繕、撤去)工事を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%;">装置設置場所</td> <td colspan="4">東員町</td> </tr> <tr> <td>給 水 種 別</td> <td></td> <td>使用区分</td> <td>口径 mm</td> <td>世帯人</td> </tr> <tr> <td>給 水 用 途</td> <td>一般用</td> <td>臨時</td> <td>その他</td> <td>栓 数</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">給水装置に関する承諾書</p> <p>上記の給水装置申込みについて地主、家主、利害関係者としての給水装置及び付属物取付その他給水に関する一切の事項を承諾いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 地 主 氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">住所 家 主 氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">住所 利害関係人 氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">給水装置の内公道下に属する部分の移管願</p> <p>給水工事の新設工事を申し込みましたところ、当該工事しゅん工後において上記給水装置の内公道下に属する施設は東員町へ寄付します。</p> <p style="text-align: right;">住所 給水装置所有者 氏名 (印)</p>			装置設置場所	東員町				給 水 種 別		使用区分	口径 mm	世帯人	給 水 用 途	一般用	臨時	その他	栓 数
装置設置場所	東員町																
給 水 種 別		使用区分	口径 mm	世帯人													
給 水 用 途	一般用	臨時	その他	栓 数													

裏 面

確 約 書

東員町水道事業給水条例第5条に基づき、給水装置の新設等の申込をするにあたり、給水装置工事の施行については、東員町水道事業給水条例第7条の規定に基づき実施することを確約します。

年 月 日

東員町長 様

住 所  
工事申込者氏名

㊦

東員町水道事業給水条例抜粋

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となつた者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゆん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

第2号様式(第28条関係)

共用栓設置請求書

1 装置場所 東員町

1 使用世帯数  
及び人員数

1 設置理由

1 用途

東員町水道事業給水条例によつて給水を受けたいから工事施行くださるようお願いいたします。  
なお、工事費の通知後1カ月以内に全額を納付しない場合は、工事請求を取り消されても異議  
ありません。

年 月 日

東員町長 様

請求者 住所  
氏名 ①  
氏名 ①

第3号様式(第28条関係)

水道分岐工事承認届

東員町長 様

水道装置所有者

住所

氏名

㊟

私儀所有の給水管を次の水道請求者に分岐することを承諾いたします。

年 月 日

水道請求者

住所

氏名

㊟









第7号様式(第28条関係)

水道メーター口径変更届

年 月 日

東員町長 様

給水使用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 自署又は印鑑

次のとおり水道メーターの口径を変更いたしたくお届けします。

給水装置設置場所	東員町
お客様番号	
水道メーター口径	(変更前)                      mm
	(変更後)                      mm
変更年月日	年              月              日

※処理欄 (記入不要)

旧メーター	口径	mm	番号		指針	m <sup>3</sup>
新メーター	口径	mm	番号		指針	m <sup>3</sup>

第8号様式(第28条関係)

給 水 使 用 者 変 更 届		
東員町長            様		年   月   日
		給水使用者 氏名                      自署又は印鑑
1 給水装置所在地	東員町	
1 新使用者前住所		
1 新使用者職業		
1 旧使用者氏名	自署又は印鑑	
1 旧使用者転出先		
1 変更年月日	年   月   日	
1 変更の事由		
上記のとおり変更いたしたくお届けいたします。		
この欄は記入しないでください。		
前 納 金	金 額	年 月 日
	円	
		整理番号

第9号様式(第28条関係)

給水装置所有者変更届

年 月 日

東員町長 様

住 所 東員町

新所有者

氏 名 自署又は印鑑

住 所 東員町

旧所有者

氏 名 自署又は印鑑

- 1 給水装置所在地 東員町
- 1 給 水 種 別
- 1 使用者職業氏名
- 1 変 更 事 由

上記給水装置の所有者を変更し、前所有者の権利義務一切を継承したからお届けいたします。

第10号様式(第28条関係)

消火栓使用承認願(届)

- 1 使用場所 東員町
- 1 使用日時
- 1 使用目的

上記のとおり使用いたしたい(いたしました)からお届けします。

東員町長 様

年 月 日

給水使用者

住 所 東員町

氏 名 自署又は印鑑

第11号様式(第28条関係)

給水種別用途(世帯人員)変更届

- 1 場 所 東員町  
1 旧種別用途 (世帯人員)  
1 変更年月日 年 月 日  
1 事 由

上記のとおり変更いたしたくお届けいたします。

東員町長 様

年 月 日

給水使用者

住 所 東員町

氏 名 自署又は印鑑

第12号様式(第28条関係)

量水器検針票

年 月分

( 年度)

点検年月日	指 示 数				立方メートル
	万	千	百	十	
今回指針数					
前回指針数					
差引使用水量					

検針日	年 月 日
-----	-------

万一指示数量その他の項目に御不審の点がある場合又は修理を要する場合は、至急上下水道課へ御連絡ください。

検針者

東員町上下水道課

(量水器は盗難にかからぬよう、大切に保管してください。)

第13号様式(第28条関係)

水道断水のお知らせ

水道工事のため次のおり断水いたしますから  
あらかじめ水の汲みおきをお願いします。

一 日時

┌

一 区域

┌

ただし、雨天の場合は、順延いたします。

東員町上下水道課



第14号様式(第28条関係)

様
---

- ・お客様の水道料金等は、現在未払いとなっておりますので、この督促状により下記納付場所  
で納期限内に納付してください。
- ・この督促状の納期限までにお支払いいただけない場合、水道料金については「東員町水道事業  
給水条例第34条第1号」の規定により給水停止処分を、下水道使用料については「地方自治法第  
231条の3第3項」に基づく滞納処分を受けることがあります。
- ・この通知書の記載事項の下水道使用料に関して不服がある場合は、この通知書を受け取った日  
の翌日から起算して、3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消し  
を求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内  
に町を被告として(訴訟において町を代表するものは、町長となります。)提起することができ  
ます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起す  
ることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決が  
ないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の  
必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで  
も処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日  
の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処  
分の取消しの訴えを提起できなくなります。
- ・銀行等で納付してから上下水道課で確認できるまで10日程度かかる場合があります。
- ・本状到着の際、すでに納付済の場合は行き違いにつきご了承ください。

年 月 分	
お客様番号	
設置場所	
口 径	mm
メーター番号	

- ・領収印のないものは無効です。
- ・領収書は、5年間保存してください。

年 月 日  
東員町長 印

水道料金・下水道使用料 督促状

請求内容	
平成	年 月 分
水道使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金	円
下水道使用水量	m <sup>3</sup>
下水道使用料	円
督促手数料	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

消費税を含みます。

【納付場所】
--------

② 水道料金・下水道使用料 納入済通知書 ㊟

加入者名 口座番号	東員町会計管理者 00860-2-960082	設置場所	
納付者 住所氏名			
お客様番号	期別		
水道 料金	円	下水道 使用料	円
督促 手数料	円	合計 金額	円

納期限 年 月 日  
上記のとおり領収しましたので通知します。  
取りまとめ店 百五銀行東員支店  
ゆうちよ銀行名古屋貯金事務センター  
(〒469-8794)

(91)912345-000000000000045208750  
040131-0-029500-6

領収日付印

(東員町保管 24324)

② 水道料金・下水道使用料 ㊟  
原簿兼払込金受領書

加入者名 口座番号	東員町会計管理者 00860-2-960082
納付者 住所氏名	
お客様番号	
期別	年 月 分
水道料金	円
下水道使用料	円
督促手数料	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

切り取らないでお出しください。

領収日付印

(取扱金融機関保管)

② 水道料金・下水道使用料 ㊟  
領収証書

東員町会計管理者 00860-2-960082	
納付者	
お客様番号	
年 月 分	
水道料金	円
下水道使用料	円
督促手数料	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。  
消費税含む。

領収日付印

(納付者保管)

第15号様式(第28条関係)

年 月

東員町長

催告書

記

お客様番号			
設置場所			
使用者	様		
納入期限	年 月 日		
未納料金の内訳( 年 月 日現在)			
年 月	水道料金	下水道使用料	合計
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
上記以外	円	円	円
合計	円	円	円

【お問い合わせ先】 東員町役場  
員弁郡東員町大字山田1600番地

第16号様式(第28条関係)  
表・表紙

東員町上下水道課職員証

No. \_\_\_\_\_

身 分 証 明 書

所属 \_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (歳)  
生年月日 \_\_\_\_\_

上記の者東員町上下水道職員たることを証明する。

年 月 日  
東員町長 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日交付

写 真 \_\_\_\_\_  
印 \_\_\_\_\_

本籍地 \_\_\_\_\_  
現住所 \_\_\_\_\_

所属名	有 効 期 間	摘要
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

- 1 本証は常時携帯すること。
- 1 有効期間満了したときは町長に届出ること。
- 1 退職したときは本証を町長に返付すること。
- 1 本証を紛失したときは直ちに町長に届出ること。
- 1 本証を他人に貸与してはならない。

裏 表 紙

- 第1号様式 (第28条関係)
- 第2号様式 (第28条関係)
- 第3号様式 (第28条関係)
- 第4号様式 (第28条関係)
- 第5号様式 (第28条関係)
- 第6号様式 (第28条関係)
- 第7号様式 (第28条関係)
- 第8号様式 (第28条関係)
- 第9号様式 (第28条関係)
- 第10号様式 (第28条関係)
- 第11号様式 (第28条関係)
- 第12号様式 (第28条関係)
- 第13号様式 (第28条関係)
- 第14号様式 (第28条関係)
- 第15号様式 (第28条関係)
- 第16号様式 (第28条関係)